

開成町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を制定することについて

開成町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

職員の公益的法人等への派遣制度を整備したいので、開成町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次の各号のいずれかに該当するもので、規則に定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 町が基本金その他これに準ずるものを出資している団体
- (2) 町から委託を受けて、又は町と共同して行う業務を実施する団体（前号に掲げる団体を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町の事務又は事業を補完し、又は支援すると認められる業務を実施する団体

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）
- (2) 非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）
- (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員
- (4) 開成町職員の定年等に関する条例（昭和59年開成町条例第12号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 開成町職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る派遣職員の派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 派遣職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項
(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 前条第1項の規定による派遣（以下「職員派遣」という。）が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合

（派遣職員の給与）

第4条 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が法第6条第2項に規定する業務である場合においては、その者の職員派遣の期間中、その者に対し給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（職務に復帰した職員に関する給与条例の特例）

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）第20条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時等における処遇）

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当条例の特例）

第7条 職員派遣後、職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）の退職手当は、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和40年神奈川県市町村職員退職手当組合条例第1号。以下「退職手当条例」という。）第12条の3の規定による。

- 2 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

（派遣職員に関する公務災害等見舞金条例の特例）

第8条 派遣職員が派遣先団体における業務上の災害（負傷、疾病、身体障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けた場合における開成町職員公務災害等見舞金条例（平成11年開成町条例第2号）の規定の適用については、派遣先団体における業務上の災害を公務上の災害と、労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を通勤による災害とみなす。

（報告）

第9条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後、職務に復帰した職員の処遇の状況等を町長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 職員派遣に必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(暫定再任用職員等に関する経過措置)

- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用短時間勤務職員（同法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第2条第2項の規定を適用する。